

各 位



平成 23 年 2 月 22 日

会 社 名 株 式 会 社 ワ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 正 彦
(コード番号: 6727 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 財 務 本 部 長
長 谷 川 渉
(TEL 03 - 5309 - 1500)

当社意匠権に基づく東京地裁への仮処分申立に関するお知らせ

当社は、本日付で、プリンストンテクノロジー株式会社に対し、同社の輸入、販売するタブレット及び同タブレット用入力ペンについて、意匠権侵害を主張し、輸入、販売等の差止を求める仮処分命令を東京地方裁判所民事部に申し立てましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 原告及び被告

- (1) 原告：株式会社ワコム
- (2) 被告：プリンストンテクノロジー株式会社 代表取締役 中山 敏弥
(所在地：東京都千代田区岩本町)

2. 提起した年月日及び裁判所

- (1) 提訴した年月日：平成23年2月22日
- (2) 提訴した裁判所：東京地方裁判所民事部

3. 提訴の内容

プリンストンテクノロジー株式会社が輸入、販売する「Princeton Sirius Tablet(型番PTB-S2BK)」のタブレット及び同タブレット用入力ペンについて、当社が保有する意匠権の侵害を主張し、輸入、販売等の差止を求める仮処分命令を申し立てました。当社が意匠権侵害を申し立てている意匠権は、以下のとおりです。

- ① 意匠登録第1372732号(意匠に係る物品「座標入力機」)
- ② 同 第1372733号(意匠に係る物品「座標入力機」)
- ③ 同 第1238477号(意匠に係る物品「座標入力器」)

4. 提訴の経緯

当社は、日本を始め、世界各国で高機能プロフェッショナルグラフィックス用ペンタブレット「Intuos4」を主力製品として販売しております。プリンストンテクノロジー社の輸入、販売する上記タブレットは、「Intuos4」に係る前記①及び②の意匠権を、タブレット用入力ペンについては、前記③の意匠権を侵害するものと主張し、仮処分命令の申し立てに至ったものです。

5. 今後の見通し

なお、当該申立が当社の業績に与える影響は軽微であり、平成23年3月期通期の連結業績予想に変更はございません。今後、開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

以上